

栃木県における養護学校早期教育相談事業の現状と課題

- 担当教員，保護者，関係諸機関職員の早期教育相談に対する意識調査から -

清水 浩 (栃木県立那須養護学校)
京林 由季子 (宇都宮大学)

要 旨： 栃木県内の知的障害養護学校における早期教育相談の現状と課題を検討するため，担当教員、保護者，関係諸機関職員に対して早期教育相談に対する意識調査を実施した。担当教員の自己評価では，指導プログラムの立案や，子どもの養育に関する保護者への支援に関しての評価が低く，早期教育相談の内容の充実までには至っていないと感じている担当者が多いことが窺えた。一方，保護者の満足度は全般的に高く，早期教育相談を高く評価していたが，それは，地域で個別指導を受けることができるという意味での評価と考えられた。関係諸機関職員は，養護学校に地域の障害児教育に関する情報センターとしての役割を強く求めている。早期教育相談の充実のための今後の課題としては，増大するニーズに対応するための相談体制の充実，担当教員の養成，他の教員に対する理解啓発，関係諸機関との連携に関する課題の精査等が考えられた。

Key Words： 知的障害養護学校，早期教育相談，教員，保護者

．問題と目的

従来より、障害を有する乳幼児に対する早期からの教育の重要性や早期教育(療育)システムの在り方については様々な指摘がなされており(6)7)8)、障害を有する乳幼児とその保護者の教育相談のニーズも極めて高くなっている(22)。そのような中、養護学校においても早期からの教育相談に向けての取り組みがなされつつある(1)2)3)4)5)15)。それは、盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領(1999)に、早期からの教育相談の必要性和、地域の特殊教育に関する相談のセンターとしての役割が明確に規定されたことによるところが大きい。特殊教育に関する相談のセンターとしての役割については、盲学校・聾学校及び養護学校学習指導要領解説(2000)において、児童生徒に対する障害に基づく種々の困難の改善・克服をはかるための直接的な支援、保護者が子どもの障害を受容できるようにするための支援、良好な親子関係を形成できるようにするための支援、障害のある子どもの養育に関する保護者への支援、

特殊教育に対する理解促進などが具体的内容として挙げられている。さらに、「21世紀の特殊教育の在り方について」(2001)の中でも「盲学校、聾学校及び養護学校は、その専門性や障害に対応した施設・設備を生かして、障害を有する乳幼児やその保護者に対する早期からの教育相談を実施したり、保育所や幼稚園等の障害のある幼児を指導するなど、地域における特殊教育に関する相談のセンター的な役割を果たすよう努めること」と明記されており、養護学校における早期からの教育相談システムの整備・充実が要請されている。このように、障害を有する乳幼児に対する早期からの教育相談は、養護学校という教育機関を加え、ますます多様な機関で展開されるようになってきているといえよう。

ところで、小林・久保山(1999)は早期からの対応として、子どもへの対応の在り方、家族への支援の在り方、地域システムの在り方という3つの側面が必要であるとしている。この中でも、家族の支援、特に保護者への支援は対象となる子どもが低年齢であればあるほど

重要度が増すと指摘しているが、上述した学習指導要領解説においても保護者支援の重要性については強調されている点である。障害を有する乳幼児の発達や障害の状態を、様々な機関がそれぞれの側面から捉えるのみならず、障害の発見を療育・教育へつなげていけるよう保護者を支援することが必要であろう。また、障害乳幼児の発達をトータルに支え、かつ、地域の地域での安心した暮らしの支えとなるよう、それぞれの機関が連携し地域システムを形成することができるかどうかとも重要な点となろう。地域の早期教育（療育）体制へ新規参入となる養護学校の早期教育相談においては、子どもへの対応はもとより、保護者支援の在り方や、地域で果たしていくべき役割について、現状や課題を分析し、役割を明確にしていく必要がある。

そこで、本研究では、栃木県内の知的障害養護学校における早期教育相談について、その実施状況を報告するとともに、担当教員、保護者、関係諸機関職員の早期教育相談に対する意識を調査し、現状と課題を検討することを目的とした。

・ 栃木県における早期教育相談事業の現状と課題

1. 栃木県における早期教育相談事業の経緯と実施状況

栃木県では、「早期からの適切な対応」に対する取り組みとして、平成 8 年 1 月「とちぎ新時代創造計画三期計画」の中で障害児教育の充実として「就学前教育の充実」を掲げ、就学前幼児に対する早期教育相談や就学相談を進めてきた。しかし、実施機関、地域の偏り、内容の充実等の課題も多く残された。栃木県総合教育センターでは、これらの課題に対処するため、平成 9 年度より研究協力校を 2 校依頼し「盲・聾・養護学校における障害児の早期教育相談に関する調査研究」を 3 年間実施した。この結果を受けて、栃木県教育委員会は平成 10 年度に 2 校の県立知的障害養護学校に早期教育相談室を設置し、平成 13 年度までに県立知的障害養護学校 8 校全てに早期教育相談室が設置されることとなった。なお、早期教育相談室設置校に対しては教員 1 名の加配が行われる。肢体不

由養護学校、病弱養護学校への早期教育相談室の設置も進め、平成 15 年度には県立の盲・聾・養護学校 14 校全校に早期教育相談室が設置される予定である。このように、栃木県の知的障害養護学校において早期からの教育相談が開始されたのは平成 10 年度が最初であり、どの知的障害養護学校においても開始初期の立ち上げの段階にあると言えよう。

県立知的障害養護学校における早期教育相談の実施状況は表 1 に示す通りである。知的障害養護学校における相談人数の 1 校あたりの平均は、平成 10 年度 24.5 件、平成 11 年度 28.0 件、平成 12 年度 26.8 件、平成 13 年度 29.4 件と漸増傾向にあるが、特に、C 養護学校と G 養護学校の増加が大きい。これは、地区内の障害児通園事業における障害幼児数の増加や、地域での早期教育相談に対する理解等が関係しているものと考えられる。

2. 早期教育相談担当教員の意識

(1) 目的

知的障害養護学校における早期教育相談の現状と早期教育担当者(以下、担当者)の意識を明らかにすることを目的とする。

(2) 方法

栃木県立知的障害養護学校 8 校の内、平成 12 年度までに早期教育相談を開始した 6 校を調査対象とし、郵送による質問紙調査を実施した。実施時期は平成 12 年 7 月である。回答は、早期教育相談担当教員(以下、担当教員)18 名に依頼した。調査内容は、担当教員の属性、障害幼児の実態、早期教育相談に対する担当教員の意識であり、意識については 5 段階の評定尺度による回答形式とした。

(3) 結果及び考察

1) 担当教員の属性

担当教員の性別は、男 5 名(27.8%)、女 11 名(61.1%)、無記名 2 名であった。教職経験年数は、16 年以上～20 年以下が 7 名で最も多く、11 年～15 年が 4 名、21 年以上が 4 名、10 年以下が 3 名であった。養護学校経験年数は、11 年以上～15 年以下が 7 名(38.9%)と最も多く、次いで 16 年～20 年が 5 名(27.8%)、10 年以下が 4 名(22.2%)、21 年以上が 2 名(11.1%)であった。所持している盲・聾・養護学校教諭免許状については、養護学校教諭 1 種免許状が最も多

表1 栃木県における盲・聾・養護学校早期教育相談実施状況

障害	学校名	(平成13年5月1日現在)		早期教育相談実施状況				備考	
		生徒数	職員数	担当 教員数	相談人数				
					10年度	11年度	12年度		13年度
知的障害	A 養護学校	261	112	4	-	-	25		
	B 養護学校	71	53	5	-	28	34	27	
	C 養護学校	166	98	7	-	-	42	54	
	D 養護学校	163	100	3	-	-	-	21	
	E 養護学校	212	107	5	19	18	15	22	
	F 養護学校	151	93	4	-	31	28	31	
	G 養護学校	227	129	5	30	35	30	38	
	H 養護学校*	57	54	4	-	-	12	17	
小計					49	112	161	235	
肢体不自由	I 養護学校	147	153	-	-	-	-	-	H14年度開設
	J 養護学校*	37	42	-	-	-	-	-	H15年度開設予定
病弱	K 養護学校	46	46	-	-	-	-	-	H14年度開設
	L 養護学校	41	47	-	-	-	-	-	H15年度開設予定
視覚	盲学校**	60	79	9	12	13	12	11	
聴覚	聾学校**	103	102	2	32	36	25	27	
合計					93	161	198	273	
延べ相談回数					-	2001	2068	2709	

*小学部, 中学部のみ

**幼稚部設置

(栃木の障害児教育(1998)~(2002)より)

く10名(55.6%), 次いで養護学校教諭2種免許状が7名(38.9%), 盲学校教諭2種免許状が1名(5.6%)であった。

2)障害幼児の実態

担当している障害幼児数は128名で, 性別は, 男児99名(77.3%) 女児29名(22.7%)であった。障害種別及び年齢は表2, 表3に示す通りであり, 様々な障害の幼児に対する相談が実施されていることがわかる。幼児一人あたりの相談回数であるが, 月1回が6名(4.7%), 月2回が109名(85.1%), 月4回が13名(10.2%)であり, 平均は月2.2回であった。

3)早期教育相談に対する担当教員の意識

早期教育相談に対する担当教員の意識を5段階評定尺度による自己評価として回答して貰った結果(表4)は, 全般的に低かった。「十分」「やや十分」を合わせて30%を越えている項目は「子どもの実態把握」「広報活動」「保護者の心情理解」「担当者の人数」の4項目のみであった。「十分」「ほぼ十分」が「やや不十分」「不十分」より多かったのは「子ども査法の実施」「指導プログラムの立案」「指導プログラムの説明」「指導成果の確認」「他機関との連携」「教材・教具」「担当者同士の打ち合わせ」「指導記録の記入時間」「利用している部屋の数・スペース」「担当者の人数」「校内における他の教員に対する理解啓発」であった。

担当者は早期教育相談専任という形ではなく, いずれかの学部にも所属して授業を行いながら早期教育相談の仕事を行っているのが現状。授業との兼ね合いの難しさ, 教材研究や記録の時間の確保等に関する「相談体制」について低い評価となったものと考えられる。「子どもへの対応」については, 個別指導により子どもへの理解やかかわり方を新たに学んだとする感想が多く見られたことから, 「子どもの実態把握」への自己評価は高くなったと考えられるが, それは必ずしも発達検査等の客観的手法によるアプローチが十分と感じているわけではないと言える。そして, 様々な仕事を抱える中で時間的余裕がない, 等のため「指導プログラムの立案」についての自己評価は低く, 「保護者支援」も保護者の心情理解に留まり, 子どもの養育に関する保護者への支援にまでには至っていないと感じている担当者が多いようであった。しかし, 感想等を見る限り早期教育相談を担当したことに関しては肯定的な意見が多く, 保護者のニーズの高さを痛感し, 大変さの中に仕事に対する喜びを感じている様子が窺えた。一方, 力量不足を感じていたり, 現在の体制で増加するニーズにこたえていくことの難しさを感じていることも窺える。

表2 障害幼児の障害種別

	人数	%
情緒・行動障害 情緒障害(23), 自閉症(12), 広汎性発達障害(13) 情緒・知的障害(6), 注意欠陥/多動性障害(7) 学習障害(1)	62	48.4
知的障害 知的障害(43), ダウン症(5), 肢体・知的障害(2) 精神運動発達遅滞(1)	51	39.8
聴覚・言語障害 聴覚障害(1), 言語障害(4), 構音障害(3)	8	6.3
その他 脳性麻痺(1), 多発性関節拘縮症(1), 骨形成不全(1) 心臓疾患(1), レックリングハウゼン病(1)	5	3.9
無記入	2	1.6
合計	128	100

表3 障害幼児の年齢

	人数	%
2歳	8	6.2
3歳	40	31.3
4歳	37	28.9
5歳	37	28.9
6歳	6	4.7

表4 早期教育相談に対する担当教員の自己評価

内 容		十分	ほぼ十分	どちらでもない	やや不十分	不十分	無記入
子どもへの対応	子どもの実態把握	0.0	44.4	33.3	22.2	0.0	
	発達検査法の実施	5.6	16.7	38.9	38.9	0.0	
	指導プログラムの立案	0.0	16.7	33.3	44.4	5.6	
保護者支援	保護者の心情理解	0.0	38.9	44.4	16.7	0.0	
	障害受容への援助・支援	0.0	27.8	61.1	11.1	0.0	
	指導プログラムの説明	0.0	5.6	50.0	33.3	11.1	
	指導成果の確認	0.0	11.1	55.6	33.3	0.0	
地域システム	関係機関との連携	0.0	27.8	27.8	33.3	0.0	11.1
相談体制	担当者の人数	16.7	22.2	16.7	27.8	16.7	
	利用している部屋の数・スペース	11.1	16.7	16.7	16.7	38.9	
	教材・教具	5.6	11.1	5.6	50.0	27.8	
	一人が担当している幼児の数	11.1	16.7	50.0	16.7	5.6	
	指導記録の記入時間	5.6	5.6	16.7	61.1	5.6	
	担当者同士の打ち合わせ時間	0.0	22.2	5.6	61.1	11.1	
	校内における他の教員に対する理解啓発	0.0	16.7	38.9	38.9	5.6	
	広報活動	11.1	33.3	33.3	22.2	0.0	

3 早期教育相談を経験した保護者の意識

(1) 目的

知的障害養護学校における早期教育相談を経験した保護者の、早期教育相談に対する意識を明らかにすることを目的とする。

(2) 方法

栃木県立知的障害養護学校 8校の内、平成12年度までに早期教育相談を開始した6校において早期教育相談を行っている障害幼児の保護者及び早期教育相談を終了し養護学校に

入学した児童の保護者 128名を調査対象とし、質問紙調査を実施した。実施時期は平成12年6月～7月である。調査内容は、障害幼児及び保護者の属性、早期教育相談に対する意識であり、主として選択肢及び5段階評価による回答形式とした。回答は72名の保護者から得られた(回収率56.3%)。

(3) 結果及び考察

1) 障害幼児及び保護者の属性

障害幼児数72名の、性別は、男児55名

(76.4%)、女児 17 名(23.6%)であった。障害種別及び年齢は表 5、6 に示す通りであった。養護学校の早期教育相談に至る経緯は(表 7)、こども発達支援センター(障害児通園事業)が最も多く、次いで、健康福祉センター、早期教育

表 5 障害幼児の障害種別

	(複数回答)	
	人数	%
知的障害	48	66.7
言語障害	29	40.3
情緒・行動障害	19	26.4
肢体不自由	6	8.3
視覚障害	1	1.4
聴覚障害	1	1.4
病弱・虚弱	1	1.4
その他	16	22.2

表 6 障害幼児の年齢

	人数	%
3 歳	15	20.8
4 歳	16	22.3
5 歳	18	25.0
6 歳	8	11.1
7 歳	7	9.7
8 歳	6	8.3
9 歳	2	2.8

相談室のパンフレットとなっていた。地域の関係機関に早期教育相談が理解されつつあるということを示していよう。一方で、幼稚園・保育所及び児童相談所からの紹介は少なかった。幼稚園・保育所に在籍する障害幼児は、こども発達支援センター(障害児通園事業)経由での紹介となっていることもあるが、幼稚園・保育所にも養護学校の早期教育相談が十分理解されるよう務めていく必要がある。その他としては、保健婦、親の会、施設の保護者、早期教育相談に通っている保護者、広報等であった。

2)早期教育相談に対する保護者の意識

a. 早期教育相談を経験する前の期待と不安

保護者が早期教育相談に期待していることを 8 項目の中から期待した順に 3 つ選択してもらった(表 8)。最も多かったのは「子どもに対して個別指導をして欲しい」であり、以下、「障害や発達に関する詳しい説明を聞きたい。子どもの発達の状況を定期的に調べて欲しい」となっていた。地域における「個別指導の場」とし

表 7 相談経緯

紹介先	(複数回答可)	
	人数	%
病院	6	8.3
身障センター	6	8.3
総合教育センター	8	11.1
児童相談所	3	4.2
こども発達支援センター	18	25.0
健康福祉センター	14	19.4
幼稚園・保育所	7	9.7
福祉事務所	0	0.0
パンフレット	13	18.1
その他	16	22.2

での機能を保護者は強く期待していたことがわかる。

不安や心配についての回答(自由記述)で、最も多かった内容は「早期教育相談室の指導内容について」であった。さらなる情報提供の必要性とともに、保護者の不安を丁寧に取り除いていけるようなインテーク時の対応の重要性が指摘できよう。次に、「子どもの今の状態」についての不安が多く、的確な発達診断と障害の状態や見通しについての説明を求めているといえよう。また、早期教育相談に通室すると養護学校に入学しなければならないと思いこんでいた保護者も多かった。その他には、きょうだいを連れてこなければならないなどの通室に関する不安や、就学に向けての不安等の内容が見られた。

b. 早期教育相談を経験した保護者の満足度

早期教育相談を経験した保護者がどの程度その内容に満足しているかであるが(表 9)、全般的に保護者の満足度は高い。特に、「相談場所や設備について」「相談時間について」「教材・教具について」「悩みや不安を十分聞いてもらえた」の 4 項目において、「満足」「やや満足」を合わせた回答は 80.0%を超えていた。個に応じた指導と保護者支援という基本姿勢がひとまずは保護者に伝わっていることが窺えよう。しかしながら、「発達診断を受けることができた」「就学に関する相談にのってもらえた」のような子どもの養育に関する保護者への支援や、「学習態度が身に付いた」「異常行動が減った」「社会性が身に付いた」「言葉の発達を促せた」のような障害に基づく種々の困難の改善をはかるための直接的な支援については、「満足」「やや満足」を合わせた回答は 50.0%を下回っており、全体の中では満足度が低い項目と言えよう。また、「やや不満」「不満」を合わせた回答が最も多かった項目は「相

表8 早期教育相談への期待

	(%)			
	1 番目	2 番目	3 番目	合計
子どもに対して個別指導をして欲しい	54.4	22.4	8.2	83.8
悩みや不安を聞いて欲しい	10.3	11.9	21.3	41.2
障害や発達に関する詳しい説明を聞きたい。	20.6	29.9	6.6	55.9
家庭におけるしつけや養育に役立つ話を聞きたい	10.3	19.4	21.3	48.5
就学に向けて小学校や養護学校の学習や生活の様子について教えて欲しい	2.9	10.4	29.5	71.1
子育ての上で役に立つ機関などの情報を提供して欲しい	0.0	3.0	9.8	11.8
現在通っている母子通園ホームや幼稚園等の機関に訪問指導に来て欲しい	0.0	3.0	3.3	5.9
その他	1.5	0.0	0.0	1.5

表9 早期教育相談を経験した保護者の満足度

	(%)					
	内 容	満足	やや満足	どちらでもない	やや不満	不満
子どもへの対応	発達診断を受けることができた	23.6	23.6	41.7	6.9	4.2
	全体の発達を促せた	26.4	38.9	30.6	1.4	2.8
	認知発達を促せた	23.6	33.3	34.7	5.6	2.8
	コミュニケーションが改善した	27.8	27.8	43.1	0.0	1.4
	学習態度が身についた	29.2	16.7	51.4	0.0	2.8
	手指の発達を促せた	30.6	20.8	43.1	2.8	2.8
	集中力がついた	26.4	29.2	40.3	1.4	2.8
	遊びを覚えた	25.0	33.3	37.5	1.4	2.8
	異常行動が減った	18.1	20.8	56.9	1.4	2.8
	社会性が身についた	15.3	22.2	56.9	1.4	4.2
言葉の発達を促せた	20.8	26.4	44.4	1.4	6.9	
保護者支援	悩みや不安を十分聞いてもらえた	56.9	23.6	19.4	0.0	0.0
	障害や発達に関する説明を聞いた	25.0	30.6	37.5	4.2	2.8
	今後の指導の進め方について十分な説明を受けた	25.0	25.0	37.5	9.7	2.8
	家庭療育の相談に乗ってもらえた	27.8	27.8	44.4	0.0	0.0
	就学に関する相談に乗ってもらえた	27.8	16.7	50.0	5.6	0.0
相談体制	相談場所や設備等について	56.9	30.6	69.0	4.2	1.4
	相談時間について	68.1	16.7	12.5	2.8	0.0
	相談回数について	40.3	29.2	15.3	13.9	1.4
	教材・教具について	55.6	25.0	15.3	4.2	0.0

談回数」(15.3%)で、以下、「今後の指導の進め方について十分な説明を受けた」(12.5%)、「発達診断を受けることができた」(11.1%)となっていた。相談回数については、保護者の早期教育相談に対する強いニーズの表れととらえられるが、校内体制や相談人数が関係して

るため困難な問題といえよう。発達診断や指導の進め方については、発達診断の結果から、障害幼児の指導プログラムをどのように組み立て、進めていくのかが保護者に十分伝えられていない場合も多い現状が浮かび上がってこよう。

c. 早期教育相談を経験した後の変化

早期教育相談を経験したことで、「子どもの見方」に変化が「あった」と回答した保護者は49名(68.1%)であり、「なかった」12名(16.7%)、無記入11名(15.2%)であった。また、「自分の気持ち」に変化が「あった」と回答した保護者は57名(79.2%)であり、「なかった」5名(6.9%)、無記入10名(13.9%)であった。具体的内容(自由記述)は、子どものよい面や成長に目が向くようになった、子どもの障害を受け入れられるようになった、前向きな気持ちで接するようになった、養護学校の印象が良くなった、等の肯定的な変化であった。このように、早期教育相談は、保護者が子どもの障害を受容したり、良好な親子関係を形成できるようにするための保護者支援に大きな役割を果たすとともに、障害児教育に対する理解にも貢献していくものといえよう。

d. 早期教育相談に望むこと

保護者が早期教育相談担当者に望むことは(自由記述)、「保護者への支援」に関する内容が最も多く、特に、「子どもの指導目標や指導内容についての説明」を求める意見が多く見られた。また、家庭における子どもへの関わり方についてのアドバイスが欲しい、就学を含めた将来のことに関する相談をしたい、等の意見も見られた。「子どもへの対応」に関することで多く見られた意見は、個別指導だけでなく集団指導も実施して欲しいというものや、子どもの状態や保護者のニーズに沿った指導をして欲しい、というものであった。また、早期教育相談に対する今後の意見としては(自由記述)、「相談体制」に関して、もっと指導を受けたいので担当者の人数を増やして欲しいという意見が多く出された。また、もっと早くから知っていれば良かったということから「地域での情報提供」に関する意見も見られた。

4. 早期教育相談の関係諸機関の職員の意識

(1) 目的

知的障害養護学校早期教育相談の関係諸機関職員の、早期教育相談と養護学校に対する意識を明らかにすることを目的とする。(2) 方法

栃木県北に位置する知的障害養護学校G校で実施している県北地区早期教育相談交流研修会の参加者70名(児童相談所、健康福祉センター、こども発達支援センター、保健機関、幼稚園、保育所の職員)を調査対象とし、郵送による質問紙調査を実施した。実施時期は平成

12年10月である。調査内容は、G校について、G校の早期教育相談についてであり、主として選択肢による回答形式であった。回答は38名から得られた(回収率54.3%)。

(3) 結果及び考察

1) 関係諸機関職員のG養護学校に対する意識

G校の早期教育相談が始まる以前と現在の印象については、以前は「非常に良い」2名(6.3%)、「やや良い」5名(15.6%)であったが、現在は「非常に良い」16名(50.0%)、「やや良い」8名(25.0%)と、早期教育相談の開始により、大幅に好意的な印象に変化していることが分かる。具体的な意見としては(自由記述)、明るく開かれた雰囲気、養護学校が身近になった、研修に参加し教育内容の理解が広がった、等の好意的意見がほとんどであった。

また、G養護学校に望むことは(5項目より選択)、「情報提供」(31.4%)と「研修会の実施」(31.4%)が最も多く、地域における障害児教育に関する情報センターとしての役割が求められているといえよう。

2) G校の早期教育相談について

G校の早期教育相談に対する印象は、「よい」32名(84.2%)、「どちらでもない」5名(13.2%)、無回答が1名であった。具体的な意見(自由記述)としては、大いに活用したい、地域に知られてきている、関係諸機関と連携や交流が図れて良い、等の肯定的な意見が多い。

次に、G校の教育相談に望むことを6項目の中から希望する順に3つ選択してもらった(表10)。最も多いのは「情報提供」であり、次いで「就学相談」、「カウンセリング」となっていたが、就学時期になってからの就学相談はうまくいかないことも多いことから、早期教育相談から就学相談へという流れができることを望んでいるものと言えよう。

G校の早期教育相談についての感想や意見(自由記述)で最も多かったものは「研修会について」である。G校では年3回早期教育相談関係の研修会を実施し毎回約50名の参加者がいるが、それに関して「続けて欲しい」とする意見が多く出された。県北地区における研修の機会や関係諸機関がつながる場面が少ないことや、保育・療育機関と学校との連携の必要性ということが背景にある。また、日程や内容に関する要望も出されており、関係諸機関とともに質の高い研修会をつくりあげていくような方策の検討が必要になっていこう。次に、多く挙げられたのは「保護者支援について」であ

り、保護者の障害受容の難しさに触れたものであった。保護者が子どもの障害を受容できるようにするための支援を早期教育相談に期待しているものと言える。さらに、早期教育相談についてほとんど知らなかった、多くの人に知って欲しいとする「早期教育相談の情報提供について」や、個々の幼児の情報交換や巡回相談に関する「関係機関との連携について」の意見も見られた。

表10 G養護学校の早期教育相談に望むもの

	1番目	2番目	3番目	合計
個別指導	11.1	16.7	22.2	50.0
発達診断	25.0	16.7	5.6	47.2
就学相談	25.0	11.1	22.2	58.3
カウンセリング	11.1	22.2	19.4	52.8
情報提供	19.4	27.8	19.4	66.7
学校巡回指導	8.3	5.6	11.1	25.0

考察

栃木県における知的障害養護学校の早期教育相談は開始初期の段階にあるものの、各校あたりの平均相談人数は平成13年度には29.4件となっており、漸増傾向にあった。栃木県においては、障害を有する乳幼児に早期教育（療育）を行う施設は少なく、地域的偏りも大きいため、潜在していた早期教育相談に対する保護者のニーズは高いものがあったといえよう。

次に、早期教育相談に対する担当教員の自己評価であるが、自己評価ということもあり全般的に低いものとなった。子どもの実態把握や保護者の心情理解についての評価は比較的高かったが、指導プログラムの立案や、子どもの養育に関する保護者への支援に関しての評価は低く、早期教育相談の内容の充実までには至っていないと感じている担当者が多いといえる。早期教育相談の中身の充実のためには、特に、乳幼児に対する発達診断や保護者に対するカウンセリング等を含めた支援方法、乳幼児に対する指導プログラムの立案について、様々な研修を充実させ担当教員の養成を図っていく必要がある。特に、人事異動に伴う相談体制の崩れが生じないよう絶え間ない養成のあり方が求められよう。また、相談体制については早期教育相談を充実させようとするほど、子どもへの対応、保護者支援、関係諸機関との連携と、これまでの養護学校内の業務とは別の新たな業務や、早期教育相談終了児へのフォロー等の対応が生じてくる。養護学校内における

管理職をはじめとする他の教員に対する理解啓発という課題は大きい。

一方、早期教育相談に対する保護者の満足度は全般的に高く、早期教育相談を高く評価していた。しかし、それは、地域で個別指導を受けることができる、相談できる場所があるという意味での評価と考えられる。そのため、子どもの障害に基づく種々の困難の改善をはかるための直接的な支援や指導内容の説明等の早期教育相談の内容に関する満足度は相対的に見ると高くはない。早期教育相談の定着とともに、単なる物理的な個別指導の場としてではなく、個に応じた指導と子どもの養育に関する保護者への支援の視点がより求められるようになる。しかしながら、早期教育相談に対する保護者の物理的ニーズ（相談回数の増加、担当教員の増員）は非常に高く、現在の各校の相談人数、相談体制を見る限り、早期教育相談のみでこのニーズに応えていくことは難しいであろう。各校において教員以外の非常勤職員の採用等も含め相談体制の充実を図ることができるのかどうか検討するとともに、地域における体制作りも視野に入れて考えていく必要がある。

次いで、関係諸機関職員は、養護学校に地域の障害児教育に関する情報センターとしての役割を強く求めていた。これまで、地域の早期教育（療育）体制における養護学校の役割は、その多くが就学相談に限定されており14）地域からは離れたところにあった。早期教育相談の開始により、関係諸機関職員の養護学校に対する印象は非常によくなっているが、単なる研修会等を通じた連携に留まる可能性もある。地域において関係諸機関がそれぞれどのような専門性をもち、その中で早期教育相談がどのような機能を発揮していくことになるのかは、今のところ不透明である。関係諸機関との連携に関する課題を精査していく必要がある。

知的障害養護学校の早期教育相談の役割は、単に乳幼児期の支援に限定して考えられるべきではなく、早期教育相談終了後のフォロー等を含め、児童期以降にもつながりを持つものである。従って、生涯にわたり発達を支援していくための養護学校内のシステム及び地域システムの中に位置づけて、そのあり方を探る必要がある。

謝辞

調査にご協力頂きました先生、保護者、関係諸機関職員の皆様に深く感謝致します。また、

貴重な御示唆を頂きました宇都宮大学教授佐久間宏先生に、心より御礼申し上げます。

文献

- 1) 有家由佳子(1998)：養護学校における教育相談事例 地域で学ぶ障害幼児のサポートと母親支援を旨として．発達遅れと教育，494，30-33．
- 2) 比留間孝子(1998)：養護学校における教育相談事例「幼児相談室」での早期教育相談．494，43-46．
- 3) 石橋剛(1998)：養護学校における教育相談事例 小中学校への支援を指向した教育相談．発達遅れと教育，494，25-28．
- 4) 泉匡(1998)：養護学校における教育相談事例 養護学校の地域センター化に向けての教育相談．発達遅れと教育，494，21-24．
- 5) 橋本創一・喜多尾哲・菅野敦・伊藤良子・林安紀子・池田一成・大伴潔・奥住秀之(2000)：知的障害養護学校幼稚部における早期教育相談に関する研究 - 相談指導の形態と子どもの変容による検討 - 特殊教育学研究，37(5)，99-110．
- 6) 池田由紀江・菅野敦(1986)：精神遅滞児の早期教育について．特殊教育学研究，23(1)，1-10．
- 7) 加藤正仁(1992)：発達障害乳幼児とその家族の援助．発達障害研究，14(2)，91-97．
- 8) 加藤義男・鎌田文聰(1992)：障害乳幼児の早期療育システムの確立をめざして 特殊教育学研究，29(4)，27-31．
- 9) 小林倫代・久保山茂樹(1999)：障害児の早期からの教育における保護者支援 国立特殊教育総合研究所研究紀要，第 26 巻，111-118．
- 10) 久保山茂樹・小林倫代(2000)：障害児の早期からの教育相談における保護者対応 国立特殊教育総合研究所研究紀要，第 27 巻，23-33．
- 11) 文部省(1999)：盲学校・聾学校及び養護学校教育要領・学習指導要領．大蔵省印刷局．
- 12) 文部省(2000)：盲学校・聾学校及び養護学校学習指導要領(平成 11 年 3 月)解説 - 総則等編 - ．海文堂出版株式会社．
- 13) 21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議(2001)：21 世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～ (最終報告)
- 14) 大河原潔(1996) 盲・聾・養護学校における障害児の指導体制に関する現状と課題 帝京平成短期大学紀要，6，111-118．
- 15) 島田有規・神谷宏枝(2001)：養護学校の教育相談について - 相談緒機関との連携を中心に - 和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要，NO.11，11-18．
- 16) 栃木県教育委員会高校教育課障害児教室 (1999)：平成 11 年度栃木の障害児教育．
- 17) 栃木県教育委員会高校教育課障害児教室 (2000)：平成 12 年度栃木の障害児教育．
- 18) 栃木県教育委員会高校教育課障害児教室 (2001)：平成 13 年度栃木の障害児教育．
- 19) 栃木県教育委員会高校教育課障害児教室 (2002)：平成 14 年度栃木の障害児教育．
- 20) 栃木県総合教育センター (1999)：盲・聾・養護学校における障害児の早期教育相談に関する調査研究 栃木県総合教育センター紀要，7(1)，23-36．
- 21) 栃木県総合教育センター障害児教育・相談部 (2000)：障害児早期教育相談の手引き
- 22) 山下皓三(1998) これからの早期教育相談 発達遅れと教育，494，6-8．